

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

役員報酬規程

（目. 的）

第1条 この規定は、本会の役員の報酬について必要な事項を定めるものであり、この規程を変更する時は、社員総会の決議によるものとする。

（役員報酬の定義）

第2条 この規程による役員報酬とは、理事及び監事、事務局長に対して支払うものである。

（支 給）

第3条 本会の役員は、無報酬とする。

（その他）

第4条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

（改 廃）

第5条 本規程は、社員総会の承認を得て改廃する。

附則

1. この規程は、平成24年5月2日から施行する。